

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席委員 .....	1
臨時の委員長を選任 .....	3
決算審査特別委員長の選挙 .....	3
決算審査特別委員会の副委員長の選挙 .....	4
企画部の決算審査 .....	5
総務部及び選挙管理委員会事務局の決算審査 .....	20
総括質疑及び現地調査箇所の選定 .....	38

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

---

令和4年9月7日（水曜日）

---

出席委員（15名）

委員長	西澤文久君	
副委員長	遠藤紀子君	
委員	渡邊博恵君	鈴木晴子君
	伊藤司君	坂本義也君
	羽川喜富君	伊勢英昭君
	土村秀俊君	木村範雄君
	高久時男君	及川智善君
	永野渉君	渡辺幹雄君
	鈴木忠美君	

---

欠席委員（2名）

今野隆之君	安田知己君
-------	-------

---

説明のため出席した者

副町長	櫻井やえ子君
会計管理者	折笠ゆき江君
企画部	
部長	鎌田功紀君
秘書政策課	
課長	千田耕也君
課長補佐兼政策係長	佐藤瑞穂君
秘書広報係長	成田奈穂美君
行政改革係長	赤間崇光君
財務課	

令和4年9月決算審査特別委員会会議録（9月7日水曜日分）

課	長	藤岡章夫君
財政係	長	佐藤園華君
管財契約係	長	和地修君
総務部		
部	長	後藤仁君
総務課・選挙管理委員会事務局		
課長兼事務局長		嶋正美君
課長補佐兼総務係長兼選挙係長		小野寺厚人君
課長補佐兼人事係長		石垣伴彦君
デジタル推進係長		浅野智寛君
課長補佐兼町史編さん係長		大場雄文君
危機対策課		
課	長	古澤晃一君
危機管理係	長	庄司正博君
生活安全係	長	小畑貴信君

---

議会事務局職員出席者

事務局	長	郷家洋悦君
局長補佐兼議事係	長	大枝大将君

午後1時55分 開 会

○議会事務局長（郷家洋悦君） それでは、引き続き決算審査特別委員会を開催いたします。

初めての委員会ですので、利府町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の鈴木忠美委員に臨時の委員長をお願いします。

鈴木委員、よろしくお願いいたします。

〔臨時委員長 鈴木忠美君 登壇〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 鈴木忠美でございます。規定によって、臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は15名です。

これより決算審査特別委員長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については臨時委員長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。

委員長に西澤文久君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した西澤文久君を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西澤文久君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選された西澤文久君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定

によって当選の告知をします。

委員長と交代します。

〔委員長 西澤文久君 登壇〕

○委員長（西澤文久君） ただいま決算審査特別委員長に選出されました西澤文久でございます。

委員各位の特段の御理解と御協力を賜り、委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうかよろしくお願ひします。

**それでは、決算審査特別委員会の副委員長の選挙を行います。**

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については委員長が指名することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 異議なしと認めます。したがって、委員長が指名することに決定いたしました。

副委員長に遠藤紀子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました遠藤紀子君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました遠藤紀子君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選された遠藤紀子君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、審査日程についてお諮りします。審査日程については、お配りいたしました審査日程表により進めたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 異議なしと認めます。したがって、審査日程については、お配りしま

した審査日程表のとおり進めてまいります。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後2時01分 休憩

---

午後2時10分 再開

○委員長（西澤文久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査に入る前に申し上げます。

質疑に当たっては1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には質疑が一巡した後をお願いします。また、質疑の際は分かりやすく簡潔にお願いいたします。さらに、質疑が重複しないよう、できるだけ関連質疑で対応するようお願いいたします。また、決算審査の趣旨を逸脱しないようをお願いします。

それでは、審査日程表により企画部の決算審査を始めます。

企画部長より所管事項の内容の説明をお願いします。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、企画部所管の令和3年度決算の主な内容につきまして、歳入については決算書、歳出については主要な施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入でございますが、決算書の27ページ、28ページをお開きください。

13款地方交付税につきましては、収入済額14億8,130万8,000円で、前年度と比較し3億1,973万5,000円の増となっております。このうち、1節の普通交付税につきましては、13億1,947万4,000円の決算額で、国の補正予算に伴う追加交付などがあったことから、前年度と比較し4億6,333万1,000円の増となっております。

また、2節の特別交付税につきましては、1億6,183万4,000円の決算額で、震災特別交付税の交付が終了したことから、前年度と比較し1億4,359万6,000円の減となっております。

続きまして、39ページ、40ページをお開きください。

19款2項1目1節土地売払収入につきましては、収入済額1億4,053万669円で、前年度から大幅に増加しました。令和3年度は、旧町営住宅跡地である普通財産の売却と、神谷沢、菅谷地区の法定外公共物を払下げしたことにより大幅に増となったものであります。

41ページ、42ページをお開き願います。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、収入済額5,463万5,000円で、前年度

と比較し1億7,329万3,000円の大幅な減となっております。

同じく、3目1節公共施設整備基金繰入金につきましても、収入済額8,450万円で、前年度と比較し5,548万6,000円の減となっております。この基金繰入金については、令和2年度は文化交流センター建設事業などの大規模事業の実施に伴い不足する一般財源の財源調整として取崩しを行ったもので、令和3年度は事業が縮小したことから繰入額が減少したものであります。

次に、43ページ、44ページをお開き願います。

22款1項1目1節前年度繰越金につきましては、収入済額3億6,817万8,967円で、令和2年度一般会計予算の執行残などの繰越金は、前年度と比較し2,735万5,129円の増となっております。

続きまして、45ページ、46ページをお開き願います。

24款1項1目1節公共施設等適正管理推進事業債、収入済額2,540万円につきましては、旧生涯学習センター解体事業の財源として繰入れを行ったものです。

次に、47ページ、48ページをお開き願います。

同じく4目1節道路整備事業債、収入済額7,870万円につきましては、町道高嶋線や（仮称）新中道線、館太子堂線などの町道整備事業の財源として借入れを行ったものであります。

同じく2節公共施設等適正管理推進事業債、収入済額4,920万円につきましては、町道内ノ目北1号線などの舗装補修事業の財源として借入れを行ったものであります。

次に、6目1節臨時財政対策債、収入済額7億円につきましては、普通交付税交付額の不足を補うために借入れを行ったもので、前年度と比較し2億5,000万円の増となっております。

7目1節災害復旧事業債、収入済額7,300万円につきましては、令和元年台風19号により被害のあった農業用水路の災害復旧工事の財源として借入れを行ったものであります。

なお、本復旧工事は繰越事業として実施したことから、令和3年度での借入れとなったものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出につきましては、主要な施策の成果に関する説明書により御説明申し上げます。

まず、14ページをお開き願います。

2款1項2目秘書広報費でございますが、決算額は9,957万7,000円となっております。主な内容につきましては、1の儀式・褒賞・表彰事業の実績状況に記載しておりますとおり、町勢の振興に寄与した方々への功労者表彰や国・県からの表彰者の方々にその功績をたたえ記念品

を贈呈したものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

4の広報・広聴事業につきましては、町内外へタイムリーな情報発信を行うため、広報りふの発行や既存のホームページ及びメールに加え、LINEやツイッターをはじめとしたSNSを活用した行政情報一斉配信サービスなどの情報発信に要した経費となっております。

16ページを御覧願います。

(6)の町への手紙「ハイこちら町長室」事業につきましては、投函件数158件のうち、住所、氏名が記載された方90件に回答をしております。

次に、17ページをお開き願います。

3目財政管理費につきましては、決算額6億4,902万2,000円で、前年度と比較し3億5,234万4,000円の大幅な増となっております。増額の主な理由といたしましては、19ページをお開き願います。

2の財政調整基金管理事業と3の減債基金管理事業、4の公共施設整備基金管理事業で、それぞれ大幅な増となったもので、各基金ともに積立金により基金の増額を行ったことによるものであります。

なお、組織の改編等に併せ、目の変更を行うとともに、ふるさと応援寄附金については7款1項3目商工観光課に事務が移行しております。

18ページにお戻り願います。

(5)の令和3年度の財政指標の状況でございますが、地方公共団体の財政上の能力を示す財政力指数につきましては0.82で、前年度から0.02ポイント減少しております。実質収支比率につきましては7.7%で、前年度から0.5%減少となり、次の経常収支比率につきましては86.0%で、前年度から3.2%の減少となりました。実質公債費比率につきましては6.8%で、一時的に元利償還金が減少したことに伴い、前年度より0.4%減少しております。また、将来負担比率につきましては40.7%で、文化交流センター建設事業等の借入額が増加したものの、基金の増額の影響などにより、前年度より13.1%の減少となりました。

次に、23ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費でございますが、決算額は1億8,014万円で、前年度と比較し572万1,000円の増となっており、庁舎や町民交流館、財産、公用車などの管理事業を行っております。

増額の主な理由といたしましては、25ページをお開きください。



5の旧生涯学習センター解体事業について、記載のとおり、令和3年度で新たに実施したことによるものであります。

6の入札及び契約事務事業でございますが、指名委員会の開催状況や指名業者数等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、40ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費のうち、企画部所管分について御説明いたします。

5の公共的空間安全・安心確保事業につきましては、決算額は247万3,295円となっております。この事業では、公共施設の事務室や会議室に設置する二酸化炭素濃度計、出入口に設置している顔認証の体温計の購入など、公共施設の新型コロナウイルス感染症対策に要した経費となっております。

次に、58ページをお開き願います。

2款5項1目統計調査総務費でございますが、決算額は66万9,000円で、統計調査員の確保対策事業や人口動態調査及び経済センサス活動調査などに要した経費となっております。

次に、59ページをお開き願います。

2款6項1目企画総務費でございますが、決算額は4,100万円で、前年度と比較し2億9,808万3,000円の大幅な減となっております。減額の理由といたしましては、令和3年度の機構改革により、これまで企画部秘書政策課で所管していた地域総合整備資金貸付事業や、利府町まち・ひと・しごと創造ステーションの運営に要した経費などが、経済産業部の商工観光課に所管替えとなったことによるものでございます。

主な内容につきましては、塩釜地区や仙台都市圏などの広域行政に係る負担金や、60ページの総合計画の進捗状況を管理するために実施したアンケート調査に要した経費、また隣接市町の道路境界の表示板11基を、利府町公式キャラクター「十符の里の妖精リーフちゃん」に交換した経費となっております。

次に、61ページをお開き願います。

2款6項2目行政改革推進費でございますが、決算額は4万2,000円となっております。主な内容につきましては、第6次利府町行政改革大綱の策定に伴う行政改革推進委員会委員の報酬となっております。

次に、ページ飛びますが、235ページをお開き願います。235ページでございます。

12款公債費でございますが、決算額は10億7,302万1,000円で、前年度と比較し6,337万5,000円の増となっており、平成30年度に借入れを行った臨時財政対策債の元金償還開始に伴い増となったものでございます。

なお、令和3年度の各地方債の発行状況や償還の内訳につきましては、表のとおりとなっております。

令和3年度末一般会計における地方債残高は144億6,586万3,811円となっております。令和3年度の発行額が令和3年度の元金償還額を下回ったことから、前年度末残高より1億2,888万2,082円減少しております。

以上が令和3年度企画部の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（西澤文久君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑はありますか。2番 渡邊博恵委員。

○渡邊博恵委員 では、1点お伺いたします。

16ページ、（6）の町への手紙「ハイこちら町長室」の件でお伺いたします。

158件中90件の回答ということだったんですが、これは回答したものと回答しないものとの違いと、それから町長さんへの手紙ということは、多分すごく困ったことがあったとか、そういうことで手紙を出していると思うんです。その中で、例えばすごく重大なこととか命に関わることとか、とても町に対して直してほしいとか、そういうことが例えば手紙にあったときに、そういうふうな対応をどういうふうにしたのかお伺いたします。

○委員長（西澤文久君） 秘書広報係長。

○秘書広報係長（成田奈穂美君） お答えいたします。

「ハイこちら町長室」の町への手紙の事業についてなんですけれども、こちらは先ほど説明にもありましたように、投函件数といたしましては全体で158件頂いております。そのうち、住所とお名前が記載されている案件につきまして、町長名で皆さんにお答えをさせていただいたんですけれども、主な内容といたしましては、例えば道路の修繕依頼ですとか町民バスの関係とか公共交通、そちらのほうの要望事項の内容がとても多いような状況になっておりました。

今、委員さんから御質問ありました、例えば命に関わるお話につきましては、昨年度、町への手紙の内容の中にはそういったケースはございませんでした。万が一、そのようなケースが

あった場合は、手紙で回答というよりは迅速に職員のほうで連絡協議をいたしまして、すぐ対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 2番 渡邊博恵委員。

○渡邊博恵委員 分かりました。

それで、町長さんに手紙を出したときに、例えばすごく難しい案件とかクレームのようなことがあって回答に困るときもあると思うんですけども、大体どれくらいの期間でお返事を出しているのか。実は、もう2か月も前に出した返事がいただけないということで、私たちの会派にわざわざその手紙の内容をもらったこともあります。そういう部分で、どういう感じで例えば難しい案件を、最長どれくらいでお返事を出しているのか。記名している人に必ず出しているのか、お伺いいたします。

○委員長（西澤文久君） 秘書広報係長。

○秘書広報係長（成田奈穂美君） お答えいたします。

手紙の回答の期限につきましては、遅くとも1か月以内で必ず回答を差し上げているような形になっております。ただ、内容によりましては、例えば即答がしかねる部分、あとはすぐ実施できるか否かという部分につきましては、ちょっと担当のほうでも時間を要する場合もございます。その際は、できるだけお客様のほうには待たせないような形では取っているんですけども、あとは手紙という形ではなく、実際お客様のほうに職員が出向いて説明をさせていただいたりという部分でも対応はさせていただいていた状況です。

以上です。

○委員長（西澤文久君） ほかにありませんか。17番 鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 それでは、2件ほどちょっとお伺いいたします。

説明書の15ページ、4の広報・広聴事業関係で需用費の印刷製本ということで、これが昨年と比べて約260万円、255万9,000円ほど多くなっていますけれども、多分、業者の変更もしくは内容の充実かと思うんですけども、その辺をお聞きしたいと。

それから、次の16ページで（4）の広告事業、この中で広報りふ広告申込み事業者、これが令和2年と比べると16社ということで10社ほど増えております。これに伴う広告費というのは大体どれくらいになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西澤文久君） 秘書広報係長。

○秘書広報係長（成田奈穂美君） お答えいたします。

まず、広報りふの増額分についてなんですけれども、委員さんおっしゃるとおり、昨年度5月に広報りふを全面リニューアルさせていただきました。その際、カラーページを前の広報の部分よりもちょっとページ数を増やしたりですとか、あと昨年度7月にリフノスが開館したことに伴いまして、通常の印刷部数よりも増刷という形で町のほうでもかなり力を入れて対応させていただいた形で増額ということになっております。

次に、16ページ、広報りふ関係の広告の部分についてなんですけれども、こちらも広報りふがリニューアルしたことに伴いまして、前年ですと広告枠が少なかったんですが、枠を増やしまして、少しでも町の収入になるようにという形で広告枠を増やさせていただきました。月額1万円ということで広告のほうをいただいております、町としても積極的に企業さんですとかに声掛けをさせていただいて、枠が必ず埋まるようにという形で力を入れておりました。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 17番 鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 広報については何か昨年から変えたと、カラーにしたということで、どうですか。お客様の、住民からの反響はどのように捉えていますか。反響ね。その辺をちょっとお聞きいたします。

○委員長（西澤文久君） 秘書広報係長。

○秘書広報係長（成田奈穂美君） お答えいたします。

おかげさまで、写真のページをかなり増やしたという部分とカラーを増やしたことによりまして、見やすいというお声をいただいております。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） 17番 鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 非常にいいことを聞きました。ページ数も増やしたと。それからやっぱりカラーにしたということで、なぜこれを聞いたかという、議会報でも今やっとなら表裏だけカラーなんですけれども、中のほうはなかなかちょっと、ほかの広報と比べるとなかなか利府は進んでいるようで後れているということなので、今聞いたことを参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（西澤文久君） ほかに質疑ありませんか。10番 土村委員。

○土村秀俊委員 2か所お願いします。

19ページと20ページです。基金の積立についてですけれども、部長のお話でも、今年はたくさん積立金を去年と比較するとやったということなんですけれども、19ページに3つの基金があるんですけども、この中で特に減債基金と公共施設整備基金、これが大きく前年度と比較すると積立金が増えたんです。減債基金だと去年は6,000万円だったのが今年2億円と。それから、公共施設整備基金だと去年は4,000万円かな。それが今年2億3,000万円ということで大幅に伸びているという説明もあったんですけども、これの伸びた理由についてどういうふうに捉えればいいのかということが1つと、それから、財政調整基金はちょっと置いておいていいと思うんですけども、減債基金と公共施設整備基金の合わせた4億3,000万円、この財源というか出どころについて、表を見ればもちろん一般会計から、一般財源から積み立てたということになるんですけども、そうすると、どういうふうに捉えればいいのか。つまり、一般会計の予算でこれだけ4億6,000万円も余剰が出たので積んだのかというふうにちょっと捉えてしまいうんですけども、この辺の金額の算定はどうしたのかということが1つです。

それから、25ページ。入札の状況ですけれども、契約、下のほうの（2）で契約件数というのがあるんですけども、一般競争入札、工事の場合は4件ということで、去年より1件減っているんですけども、なかなかこれは一般競争入札が増えていない。一応基準があるというのは分かっているんですけども、落札率を見ると、やっぱり一般競争入札のほうが1割までいかないけれども、去年は1割ぐらい下がっていたんですけども、一般競争入札したほうが、この数年間の表を見ても1割ぐらい下がるということで、町税の節税にもなるということで、やっぱり一般競争入札をもっと増やす必要があるなというふうに財務課の中で検討されなかったのかということと、それから、委託と物品購入等、賃貸借については、ずっとこの間あれなんですけれども、一般競争入札ないですね。この表もないんですけども、この点についてはどういうふうに捉えているかと。その3つは指名競争入札にしてもかなり落札率が低いですね。7割前後ということで、これをもし一般競争入札にすればもっと下がるのではないのかなとちょっと思うんですけども、その辺についての考え方をお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

1点目の19ページの基金の状況でございます。

まず初めに、減債基金でございますが、こちらは国のほうから、先ほど部長も説明しましたが、普通交付税の増額をされております。こちら減債基金分を積んで臨時財政対策債というも

のが全国的に市町村で増えてきているということで、将来的な借金の返済があるのできちんと積むようにということで通知が来て、追加交付分をその通知に基づいて2億円という形で積んだものでございます。

続いて、公共施設整備基金でございますが、こちらは予算でも説明しておりますが、将来の公共施設の維持管理、改修など、そういった費用が見込まれるということから、計画的に積んでおります。

また、住宅関係とかそういった公共施設でもいろいろ費用がかかるということで、記載のとおり2億3,000万円積んだものでございます。

御質問の、余ったとかではなく、町として健全な財政運営をする上で、将来を見通して計画的に財政計画に基づいてきちんと管理しているというような状況でございます。

○委員長（西澤文久君） 管財契約係長。

○管財契約係長（和地 修君） それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

一般競争入札のほう、議員さんおっしゃるとおりでございますが、基準がございまして、こちらでございますと3,000万円以上という形の金額要件がございまして、件数の増減という部分は、やはり基準を満たした形での要件設定をしているので、どうしても金額要件をクリアしないと一般競争入札にならないという部分がありますので、そちらのほうで御了承いただければと思います。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 今、係長が答弁したとおり、3,000万円が一般競争入札を実施する基準、3,000万円以上の事業ということになります。となると、委託、物品購入、賃貸借で3,000万円を超えるものがなかったということでございます。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 10番 土村委員。

○土村秀俊委員 19ページの基金の問題ですけれども、減債基金については地方交付税でもう財源にしろという国の計画があつてそれを積んだということなんですけれども、臨時財政対策債の返済に充てるということなんですけれども、これは事実上、普通交付税と一体ですよ。その返済に充てるという、この考え方はどうなのかなとちょっと思うんですけれども、いずれにしても、臨時財政対策債の返済のために使うということであれば、今後いつ頃からこれを返済に

充てていくのかということ。

それからあと、その下の公共施設の基金については、これからの公共施設のいろいろ老朽化に備えるということで、決して余ったお金を積んだわけではないというお話なんだけれども、ただ、これは去年はすごく少なかったんです、4,000万円。その前の年はちょっと見てないけれども、そうすると、年によって、健全な財政計画によって積み立てたというんだけど、あまりにも去年と今年のギャップが大きいんだけど、この辺についてはどういうふうに捉えればいいのかということですね。

それから、25ページの3,000万円の、要するに一般競争入札がなかなか、委託と物品購入と賃貸借は一般競争入札の基準が高過ぎるということで件数がないんだというお話ですけども、ここら辺は、やっぱり一般競争入札をすれば、落札率が下がれば全ていいというわけではないんだけど、やっぱり下げる努力をする必要が町としてはあると思うんです。私も一般質問の中で3,000万円をもっと下げろということを今までも何度も言ってきたんですけども、そういう点で、一般競争入札を増やすという考え方を、この令和3年の中で、部の中で検討したりしたことはなかったのか。その辺について伺います。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 再質問にお答えいたします。

初めに、235ページ、申し訳ありませんがお開き願います。

減債基金の話でございますが、235ページの臨時財政対策債、表の中の一番下に、令和2年度末現在高で54億6,000万円ほどあると記載されております。こちらの返済が毎年、こちらは平成14年度あたりから国のほうで制度化しております。国のほうで市町村に渡すお金がないので、国と地方で半分ずつ借金してくれという制度で、一般財源として自由に使っていいお金ということになっております。

先ほど部長説明したとおり、145億円のうち約3分の1、54億円がこの臨時財政対策債になっております。ほかの市町村でもこういった状況になってきておまして、国のほうで全国的にこの臨時財政対策債の扱いについて悩ましいところということで先ほど答弁しましたけれども、追加交付して、将来この返済が迫ってきていますので、もう返済もしていますけれども、それに備えるためにきちんと貯蓄しておきなさいよという通知で積み立てたというものでございます。

それから、戻りまして19ページの公共施設整備基金でございますが、やはり議員さんのおつ

しゃるとおり、財源の調整は当然財務課の仕事でございますので、年度によって調整しながら行っております。令和3年度につきましてはコロナ禍でいろんな交付金があつて、正直そういったものも活用したということもありました。そういったことから、起債の金額を積んで将来に備えようと、小学校だったり公共施設いろいろありますけれども、そういった改修が、耐用年数が近づいてきているというようなものも長寿命化計画、公共施設の総合管理計画、そういったもので全て出てきておりますので、そういったことから、起債の金額を調整して積ませていただいたというものでございます。

続きまして、25ページの一般競争入札の件でございますが、当然、金額の引下げにつきましては内部でも検討しております。ずっと検討しております、近隣自治体では1,000万円以上としている場合もあります。しかしながら、1,000万円以上とした場合、かなりの件数になってしまいまして、入札にかかるまで時間が、やはり公告して、一般の企業にお知らせして募集すると。受付して、そして業者さんが間違いなくできるかというのを確認して審査した上で入札を実施するというので、通常の指名競争入札よりも時間がかかってしまうというデメリットがございます。そういったことも踏まえて、現在は3,000万円以上ということで、実施しております、さらに5,000万円を超えた場合は総合評価ということで、価格だけではなく地域貢献度などいろんなことを加味して実施しております。

この引下げにつきましては、今後、引き続き、他市町村の状況なども踏まえながら検討していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○委員長（西澤文久君） 12番 高久委員。

○高久時男委員 1点だけ。予算の流れについてちょっとお伺いしたいと思います。

26ページ、2款1項5目財産管理費の中で10節需用費です。これ、最終的には予備費から220万2,000円が充当されているんですけども、当初予算が3,836万4,000円あったんですけども、2回補正でマイナスしているんです。この2回補正のマイナスが168万6,000円あつて、その後に足りなくなって202万2,000円を予備費から充当しているということなんですけれども、これは要するにマイナス補正を組まなければ、予備費からの充当は30万円もあれば足りるので、その辺の流れをちょっと教えていただきたい。何でこのマイナス補正を途中で組む必要があったのか。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。管財契約係長。

○管財契約係長（和地 修君） それでは、委員の御質問にお答えさせていただきます。



予算の執行上、今回の予備費の充用等々に関してですけれども、一般のほうで予算執行は進めていく中で、緊急性が生じた場合に需用費から庁舎の設備のほうの修繕に充てたりとか、そういう部分の緊急の対応で、どうしても流れ的に減額、補正で1回下げたものに対してという部分は御指摘のとおりなんですけれども、下げた後に発生した緊急の事案に対してのこちらの予備費の充用という形になっておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 12番 高久委員。

○高久時男委員 ですから、このマイナス補正を組まなければそんな大がかりな予備費の使用は、大がかりというか200万円ぐらいだけでも、それはなかったと思うんです。だから、もうちょっと落ち着いて当初予算に準じていけば、そんなに大まかな予備費の流用まではしなくて済んだと思うんですけれども。だから、そこは何か急遽どこかの予算が足りなくなって、マイナス予算を上げてどこかにやったとかだったら話は分かるんですけども、そういう状況がないのであれば、もうちょっと当初予算をしっかりと見て、しっかりと落ち着いてやっていくと、あまり帳簿上は汚れないのかなと思いますので、その辺なんですけれども、どうでしょう。

○委員長（西澤文久君） 答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

まず需用費、予算の流れですけれども、予算書のとおり、節ごとに予算はつくっております。ここの1から3に記載の需用費については、それぞれ減額はしてないかと思います。目の合計としては総じて減額になってしまっておりますが、修繕関係については昨年度も補正で増額させていただいておりますとおり、庁舎が老朽化も進んできていろいろな壊れたということで、先ほど係長が答弁したとおり、記載の内容をそれぞれ故障してしまって、空調機が壊れたとか、そういったもので緊急的に執行したものでございます。

また、3番目の需用費、電気料につきましては、電気料の高騰が予想をはるかに超える高騰がありまして、3月分の一部を増額しているというような状況でございます。

そういったことから、予算につきましては、委員さんおっしゃるとおり、きちんと精査して対応してまいりたいと考えております。今後も見込みなどもきちんと財務課のほうで把握しながら、予算の編成に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西澤文久君） ほかに質疑ありませんか。10番 土村委員。

○土村秀俊委員 2か所、23と24ページ。同じような項目なんですけれども、23ページの真ん中頃に役場庁舎の問題ですけれども、庁舎長寿命化計画策定業務委託ということで、予算のときにも説明あったのかも分からないけれども、長寿命化、役場庁舎ができてからもう20年近くたつてましたか。だから、そういう意味で長寿命化の計画も練らなくちゃいけないというふうに考えたと思うんですけれども、どういう内容の長寿命化の計画になったのかについて説明していただきたいと思います。

それから24ページの、これも関連するんですけども、真ん中より下、利府町公共施設等総合管理計画の、これは改訂業務委託と。計画の改訂ということなんですけれども、公共施設の総合計画というのは、平成31年から10年間の計画ということで、たしかこれは30年にわたってずっとその都度計画を立てていくんだというふうに思うんですけれども、この計画が、1期目が実施されてからもう四、五年たつただけけれども、10年すればもう1回、計画し直しをするわけなんですけれども、なぜあえてここで330万円もかけて改訂する必要があったのかということについて説明をお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。管財契約係長。

○管財契約係長（和地 修君） それでは、委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の長寿命化計画の件でございますが、こちらは計画のほう、背景としまして多くの施設が老朽化が進んでいって、その一方、同時に対応できる財政状況とか見通しとかを計画していく上で、これを直していく計画と予防的な部分を含めた中での長寿命化の計画ということで計画を策定しております。

2点目の利府町公共施設等総合管理計画ということでございますが、委員御指摘のとおり、平成29年3月に一旦策定はしているものなんですけど、国の通知によって改訂を実施してくれということで通知が来まして、昨年令和4年3月に改訂版ということで、第1期計画を一旦改訂版ということでさせていただいております。

以上となっております。

○委員長（西澤文久君） 10番 土村委員。

○土村秀俊委員 23ページの役場の長寿命化計画ということで説明あったんですけれども、具体的に、役場の長寿命化を図る上で、この計画策定、読めば分かるのかもしれないんですけども、ちょっと読んでないから分からないんですけども、どういった内容、具体的にどういったアイデアがあって、役場庁舎の寿命を延ばすかということについては、どういうふうに検討された

のかということです。役場というのは耐用年数というのが恐らく50年ぐらいあるというふうに思うんですけども、この長寿命化の計画を策定することによって、どれだけの役場の寿命というのかな、寿命が延びたのかについてどういうふうに考えているのか、伺います。

それから、次のページの公共施設総合管理計画の改訂ということで、これは説明では国からやれと、改正する必要があるから、改訂しなさいというふうに言われたんですけども、これは国から言われようと言われまいが、言われる必要もないと思うんですけども、改訂をするということになった、何をどう改訂するのか、その理由についてちょっと説明してください。国から言われたというだけじゃなくて、何を、なぜ改訂しなくちゃならなくなったのかということについて説明をお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。管財契約係長。

○管財契約係長（和地 修君） それでは、委員の再質問にお答えさせていただきます。

長寿命化計画の件につきましてでございますが、先ほどもお話しさせていただいたんですけども、庁舎の劣化状況等、先ほど50年と言われていたと思うんですが、実際は庁舎であれば30年という形では計画上はなっているんですけども、そちらのほうの現状、この建物が建て、現状ですね。現地調査も入っていただいた上で、各施設だったり、躯体だったりとか、そういう部分もA、B、Cという形でランク付けではございませんが、劣化状況のランク付けをさせていただいて、現状を見て直す順番等々を計画、予算上の平準化も含めですけども、計画を立てて予防的な部分で延命を図っていくという部分を、今回の長寿命化計画の中で実施して、結果として、成果物として頂いている計画となっております。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 2点目についてお答えいたします。

まず初めに、公共施設総合管理計画でございますが、これが上位計画でございます。それで、庁舎の長寿命化計画、これは個別計画という位置づけでございます。

戻りまして、公共施設等総合管理計画の国からの通知の理由ということでございますが、国のほうでも、やはり、公共施設の老朽化が全国的に進んでいまして、それから、御承知のとおり省エネ事業なども国のほうで積極的にクリーンエネルギーなどを活用してということによって変わってきております。そういったことから、情勢が平成29年度に一斉に総務大臣通知で作成を市町村に促されたんですが、その後5年近くたって大幅に変わってきているので、もう一度つく

り直して、それからもう1回、予防措置だったり、個別計画の上の上位計画ですので、きちんと将来を見越して作成するよというこで、こちらは330万円の金額でございますが、特別交付税として国からもきちんと財政措置がされているというような内容でございます。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） 10番 土村委員。

○土村秀俊委員 23ページの役場の長寿命化計画についてどういう内容かということ聞いたんですけども、予防措置とか、現地調査をしていろいろ考えると。そうすると、具体的に429万円をかけて役場庁舎のどこを直さなくちゃいけないと。そして、直したことによって、寿命というのは30年なんですか、役場庁舎。それがどれだけ延びるのかということについて、計画の中に書かれているんだと思うんですけども、まだ読んでないので、ぜひこの場でお話ししていただきたいと思います。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 再質問にお答えいたします。

こちらの内容でございますが、まず、建物でございますので、電気設備だったり機械設備、それから屋根、外構、外壁、それから係長言ったとおり躯体関係、それから内部の仕上げ状況、そういったもの全てにおいて優先順位をつけて劣化状況を、係長答弁したとおり確認しているものでございます。

こちらの調査費が、何日かにわたって業者さんが入って、全て法律どおりになっているかとかを含めて、全部図面などもチェックするというような作業になっておりまして、こちら冊子として完成版が出来上がってきておりますが、そちらの内容を見て、今後、具体的に改修計画を立てて実施していくというものでございます。

耐用年数につきましては、庁舎は30年というような形になっております。ただし、近年、下水道もそうですけれども、やはり実際は長もちするだろうということで、平準化的な意味合いからもうちょっともつんじゃないかということで、こちらの計画でもなっております。

設備関係につきましては、住宅と同じように、やはり電気関係は10年から15年ぐらいで更新しなければならないというものでございまして、こちらの議場の照明なども、将来LEDにしなきゃいけないとか、そういったものが具体的に細かくチェックした委託となっております。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 質疑がありませんので、以上で企画部の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退席願います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時15分とします。

午後3時03分 休 憩

---

午後3時12分 再 開

○委員長（西澤文久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査日程表により、総務部及び選挙管理委員会事務局の決算審査を始めます。

所管事項の内容の説明をお願いします。初めに、総務部長。総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） それでは、総務部所管の令和3年度決算の主な内容につきまして、歳入については決算書、歳出については主要な施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入でございますが、決算書27ページ、28ページをお開き願います。

14款1項1目1節交通安全対策特別交付金、収入済額498万1,000円でございますが、この交付金は県内の人身事故発生件数等により交付されるもので、前年度とほぼ同額となっております。

次の15款1項1目総務費負担金2節総合情報システム負担金につきましては1,173万3,000円で、前年度と比較し288万7,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、総合情報システムのうち第4期通信ネットワークの更新が完了し、上下水道事業との利用割合による負担金の調整を行ったことによるものでございます。

31、32ページをお開き願います。

17款2項1目総務費国庫補助金2節社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては106万4,000円で、前年度と比較し220万3,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、国の自治体中間サーバー・プラットフォームの更新が終了したことによるものでございます。

同じく4節社会資本整備総合交付金49万5,000円につきましては、地域における生活空間の安全確保などを目的とした交付金で、防災マップの増刷事業に活用しております。

33、34ページをお開き願います。

3項1目総務費委託金2節自衛官募集事務費委託金につきましては14万7,000円で、前年度と比較し12万4,000円の増となっております。これは、市町村が自衛官募集に要する経費に対し交付されるものでございますけれども、令和3年度は、宮城県より重点市町村として本町が指定されたことに伴い増額となっております。

35、36ページをお開き願います。

18款2項1目総務費県補助金4節石油貯蔵施設立地対策費補助金1,281万3,000円でございますが、これは石油貯蔵施設所在市町村に隣接する市町村に対し、消防団装備の拡充、更新に要した費用に対し交付されるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出については主要な施策の成果に関する説明書により御説明をいたします。

8ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費でございますが、決算額は1億6,674万5,000円で、前年度と比較し1,218万2,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、町史編さん事業の開始や人事異動による職員構成の変動に伴う人件費の増によるものでございます。

事業実績の主な内容について御説明いたします。

まず、3の法令審査事業につきましては、町例規集の加除や例規・法規システムの賃借などに要した経費として、決算額は634万8,056円で、前年度と比較し122万9,349円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、行政手続における押印署名の見直し等に伴う様式の改正件数が増加したことによるものでございます。

9ページをお開き願います。

7の総合賠償保険事業につきましては、町が主催する事業や町道、公共施設等において事故などがあった場合に支給される全国町村会総合賠償補償保険料等として363万3,534円の決算額となっております。

8の法律相談事業につきましては、決算額は66万円で、顧問弁護士業務委託料となっております。年間を通して町の懸案事項に対する助言や法律に関する相談を行うなど、町の事業を円滑に実施するため、顧問弁護士と契約しているものでございます。

10ページを御覧ください。

9の町民向け無料法律相談事業につきましては、これまで被災者支援ということで仙台弁護

士会に無償で実施していただいておりますが、震災から10年以上が経過し、令和3年度からは有償となったことから、委託料として59万4,000円の増額となっております。

10の人事一般事業につきましては、職員の作業服やタイムカードの購入、公平委員会事務委託金などに要した経費として、決算額は75万448円で、前年度と比較しますと393万5,340円の減となっております。この減額の主な理由でございますけれども、令和2年度は、全職員分の夏用作業服を購入したこと、また職員給与計算事務等業務委託の終了によるものでございます。

11ページをお開き願います。

11の会計年度任用職員事業につきましては、主に各課の業務繁忙時期等や育児休業代替職員を任用した経費として、決算額は908万8,448円で、前年度と比較し474万9,119円の減となっております。減額の主な理由につきましては、任用数の減によるものでございます。

12の福利厚生事業につきましては、職員の健康診断に要した経費として、決算額は435万367円となっております。（2）健康診断等の受診状況につきましては記載のとおりとなっております。

12ページを御覧ください。

13のメンタルヘルス対策事業につきましては、決算額47万5,860円で、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを2回実施し、ストレスが高かった職員に対しては産業医のカウンセリングを行っているところでございます。

14の職員研修事業につきましては、決算額168万8,085円で、前年度と比較いたしますと26万8,858円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から集合研修の開催を見送ってございましたが、令和3年度は内部研修としてハラスメント防止研修を実施したことや、自治振興センターの寄宿舎利用負担金や研修参加負担金が増となったことによるものでございます。

（2）職員の研修受講状況につきましては、記載のとおりとなっております。

13ページをお開き願います。

16の町史編さん事業につきましては、決算額338万8,464円で、主に町史編さん委員6名の謝礼、業務委託料となっております。令和3年度は、町史編さん委員会の設置やプロポーザル方式により業者のほうを選定しております。

18の予備費充用の状況でございますが、会計年度任用職員の公務災害が1件発生したことに伴う療養費と、それから、宮城県市町村職員研修所寄宿舎利用負担金に不足額が生じたことに

伴いまして、予備費の充用を行っております。

27ページをお開き願います。

2款1項6目情報政策費につきましては、決算額2億2,772万9,000円で、前年度と比較し208万4,000円の増となっております。主な理由といたしましては、第3期通信ネットワークの契約期間が満了し、第4期通信ネットワークの更新に要した費用の支払いが新たに開始されたことによるものでございます。

28ページを御覧ください。

2の予備費充用・予算流用の状況、(1)の予備費充用でございますが、令和3年4月に実施した組織改編に伴う統合配線設定変更業務において、新たに電話やパソコン用通信設定等の作業費が増額となったことから充用しております。

続いて、29ページをお開き願います。

(2)の節間流用でございますが、旧十符の里プラザの閉館に合わせてネットワーク回線を停止する予定としておりましたが、令和3年度に新型コロナウイルス集団接種会場として使用することになり、その回線接続料、複合機の使用料等の関連経費が増加したことから、流用を行っております。

35ページをお開き願います。

2款1項9目交通安全対策費につきましては、決算額621万9,000円で、前年度と比較し31万円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、貸出用ベビーシートを更新したことによるものでございます。

37ページをお開き願います。

2款1項10目防犯費につきましては、決算額687万1,000円で、前年度と比較し221万7,000円の増となっております。この増額の主な理由といたしましては、防犯灯設置のために建柱していた木柱撤去工事に要する令和3年度分の支出を行ったことによるものでございます。

なお、令和3年度に防犯灯等をLED灯具へ交換したことによる電気料金等の削減状況について御報告いたします。

町が管理する防犯灯の電気料金についてでございますが、令和3年7月分、昨年7月分、それから令和4年7月分、今年の7月分の請求額を比較しましたところ、約48%の減となっております。

また、消費電力量及び二酸化炭素排出量に関する試算のほうも行ったところ、共に約83%の



削減につながっております。

以上、報告いたします。

続きまして、39ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費のうち、総務部所管の事業について御説明いたします。

初めに、1のテレワーク環境整備事業のうち、総務課関連の事業に要した経費は321万6,625円で、テレワーク用のノートパソコン10台の購入と、テレワークシステムに必要な端末環境設定を行っております。

続いて、2の電子申請システム導入事業の58万4,100円につきましては、町民の利便性向上を目的に導入した電子申請システムの利用料となっております。

続いて、3の避難所衛生環境整備事業529万7,596円、40ページの4の避難所衛生環境整備事業（令和2年度繰越分）でございますけれども1,289万9,200円、こちらにつきましては、コロナ禍における避難所設営等に関わる消耗品や備品の購入、また移動可能なトイレ車両2台の購入に要した経費となっております。

42ページをお開き願います。

一番下の部分になりますけれども、23の予備費充用・予算流用の状況の（2）節間流用のナンバー4でございますが、先ほど説明いたしましたテレワーク接続用端末の環境設定事業に不足額が生じたことから、委託料への流用を行っております。

114ページをお開き願います。114ページです。

3款3項1目災害救助費のうち、危機対策課所管の事業について御説明いたします。

1の令和4年3月16日地震関係事業362万2,653円につきましては、職員の人件費、消防団員の費用弁償となっております。

なお、当該費用の執行に当たっては、次の115ページでございますけれども、8の（1）に記載の予備費の充用を行っております。

続きまして、185ページをお開き願います。

9款1項1目非常備消防費についてでございますが、決算額は前年度とほぼ同額の3,066万8,000円となっております。主な内容といたしましては、消防団員の報酬及び出動に係る費用弁償や備品の購入など、また、消防団活動のより一層の充実強化を図るため、消防施設適正配置等個別計画の策定や、中央分団詰所等建築工事实施設計の策定に要した経費となっております。

187ページをお開き願います。

9款1項2目消防施設費でございますが、決算額は3億7,014万5,000円で、前年度と比較し321万5,000円の減となっております。主な内容といたしましては、塩釜地区消防事務組合事業に要した経費となっております。

188ページを御覧ください。

9款1項3目防災費でございますが、決算額は前年度とほぼ同額の6,950万5,000円となっております。主な内容といたしましては、職員人件費、防災施設整備関係、防災行政無線等に要した経費となっております。また、浜田陸閘及び須賀水門の保守点検業務も行っております。

以上が令和3年度の総務部所管の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西澤文久君） 続いて、選挙管理委員会事務局長より内容の説明をお願いします。事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（嶋 正美君） 皆様、お疲れさまです。

それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和3年度決算の主な内容につきまして、歳入については決算書、歳出につきましては主要な施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入でございますが、決算書の39、40ページをお開き願います。

18款3項1目5節選挙費委託金、収入済額1,567万2,977円で、前年度と比較し1,567万87円の増につきましては、令和3年10月31日に執行されました衆議院議員選挙及び宮城県知事選挙の選挙委託金となっております。

以上が歳入の概要でございます。

続いて、歳出につきましては、主要な施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

50ページをお開き願います。

2款4項1目選挙管理委員会費でございますが、決算額は979万円で、前年度と比較し519万6,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、人事異動による人件費の増となっております。

事業実績の主な内容としましては、1の選挙管理委員会に要する経費につきましては決算額14万1,036円で、前年度とほぼ同額となっております。主な内容につきましては、公職選挙法で定められております年4回の選挙人名簿及び在外選挙人名簿の定時登録、選挙管理委員の報酬や費用弁償に要した経費となっております。

2の常時啓発事業につきましては、決算額15万6,881円で、前年度とほぼ同額となっております。主な内容といたしましては、明るい選挙啓発ポスターコンクール・標語記念品のほか、成人式での新成人啓発物資、参考図書の購入に要した経費となっております。

51ページをお開き願います。

5の予備費充用・予算流用の状況でございますが、令和3年度、オリンピック推進室長が選挙管理委員会事務局長を兼務しておりましたが、オリンピックが終了し、10月1日付で選挙管理委員会事務局長を専任として配置したことから、職員手当等と職員共済組合負担金の予算額に不足が生じたことに伴いまして、予備費の充用を行ったものとなっております。

52ページを御覧願います。

2款4項2目衆議院議員選挙費でございますが、当初予算額1,540万7,000円、補正予算額421万4,000円の減額、決算額1,118万4,000円となっております。大幅な減額補正の理由といたしましては、当初、衆議院議員選挙は単独の執行として予算を計上しておりましたが、宮城県知事選挙と令和3年10月31日の同日執行となったことから、投開票事務に係る執行経費を案分したことによる減額となっております。

1の衆議院議員選挙費の主な内容につきましては、令和3年10月31日に執行されました選挙に要した経費となっております。投開票管理者・立会人、会計年度任用職員等の報酬、職員手当のほか、入場券等の郵便料及びポスター掲示場設置に係る経費などとなっております。

53ページをお開きください。

(2)の投票事務に関する状況でございますが、④の投票結果につきましては、当日有権者数2万9,577人、投票者数1万6,964人、投票率57.36%で、前回の投票率53.97%より3.39ポイント上昇いたしました。

次に、⑨の期日前投票は、11日間で投票者数の37.4%の6,349人が投票しております。

そのほかの結果は記載のとおりとなっております。

54ページを御覧ください。

2款4項3目宮城県知事選挙費でございますが、当初予算額1,265万6,000円、補正予算額816万3,000円の減額、決算額は448万6,000円となっております。

執行経費につきましては、先ほど衆議院議員選挙費で御説明しましたが、同日選挙となったことにより投開票事務に係る執行経費を案分したことによる減額となっております。

主な内容につきましては、1の宮城県知事選挙費につきましては、投開票管理者・立会人、

会計年度任用職員等の報酬、職員手当のほか、入場券等の郵便料及びポスター掲示場設置に係る経費となっております。

55ページをお開きください。

（2）投票事務に関する状況でございます。

④の投票結果につきましては、当日有権者数2万9,320人、投票者数1万6,954人、投票率57.82%で、前回の投票率54.54%より3.28ポイント上昇いたしました。

次に、⑨の期日前投票は、16日間で投票者数の37.5%の6,361人が投票しております。

そのほかの結果は記載のとおりとなっております。

なお、衆議院議員選挙と宮城県知事選挙は選挙期日が同じでございますが、当日有権者数に違いがありますのは、大きくは転出から3か月未満の方は利府町に選挙権を有しておりますが、知事選挙は宮城県内への転出のみ対象とし、衆議院議員選挙は全ての転出先を対象としていることがその要因となっております。

あわせて、投票者数の違いにつきましては、不在者投票におきまして、衆議院議員選挙のみの投票を行った方が多かったことによるものでございます。

56ページを御覧願います。

2款4項4目利府町長選挙費でございますが、決算額908万1,000円となっております。令和4年2月6日に執行されました利府町長選挙に要した経費となっております。

事業実績の主な内容といたしましては、1の選挙運動公費負担事業につきましては、決算額46万9,134円で、選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担となっております。

2の利府町長選挙費につきましては、決算額861万1,793円で、選挙長・選挙立会人、会計年度任用職員等の報酬、職員手当のほか、入場券等の郵便料及びポスター掲示場設置に係る経費などとなっております。

57ページをお開きください。

（2）投票事務に関する状況でございますが、④の投票結果につきましては、当日有権者数2万9,394人、投票者数1万365人、投票率は35.26%で、前回の投票率45.69%より10.43ポイント下回りました。

次に、⑨の期日前投票は、4日間で投票者数の29.4%の3,049人が投票しております。

そのほかの結果は記載のとおりとなっております。

以上が選挙管理委員会事務局の決算の概要でございます。御審議のほどよろしく願いいた

します。

○委員長（西澤文久君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。2番 渡邊博恵委員。

○渡邊博恵委員 では、2点ほどお伺いいたします。

12ページ、総務部の上のほうにある（3）健康相談（カウンセリング）15人についてお伺いいたします。

ペーパーでストレスチェックをするというのは、私、前にお伺いしたんですけれども、15人もそのチェックをして、カウンセリングされているのが15人というので、すごく私びっくりしたんですけれども、こちらの方は、ストレス度チェックによってカウンセリングを受けたほうがいいということで、こういうふうにかウンセリングにつながったと思うんですけれども、例えば病院にかかって、そのままその職員の方が勤めているんだか、例えばちょっと心を病んで休職しているんだか、その状況をお知らせください。

それから、40ページ、上のほうの17節備品購入費の防災備蓄品ということで、トイレカー2台とありました。大体1台600万円ですかね。これは災害時に優先的にどこに配備される予定なんだか、それから、1回1台につきどれくらいの方数がトイレを使用できるのか、お願いいたします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。人事係長。

○総務課長補佐兼人事係長（石垣伴彦君） お答えします。

カウンセリングを受けた職員の選定方法ということでございますが、ストレスチェックにより高ストレス者というものが判定されてきます。その高ストレス者のリストを産業医の先生のほうに御相談しまして、カウンセリングが必要な方という選定を行っていただいて、昨年度は15名のカウンセリングを行っていただいたということになっております。

その中で、カウンセリング結果の中身の内容については私たちも知り得ていない情報ではございますが、カウンセリングを受けた職員の中で今すぐに休業が必要な職員等はいなかったということで報告が来ております。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 危機管理係長。

○危機管理係長（庄司正博君） お答えいたします。

トイレカーのまず配置場所につきましては、一般的に避難所のほうに配備させていただきた

いと考えておりますが、そちらにつきましても、その震災の状況によりまして、配置の場所については検討させていただきたいと考えております。

あと1回の使用ですが、1台につき同時に2名使うことができまして、200人分を想定しております。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） 2番 渡邊博恵委員。

○渡邊博恵委員 15人も本当にカウンセリングを受けたということに私もびっくりしたんですけども、いろんなことがあって多分こういう結果が出たと思うんですけども、カウンセリングを受けて、例えば病院に行ったとか何だとかいって、効果があるかどうかというのはどのように、皆さん元気になったとか、産業医のほうからこれくらい元気になってという返事じゃないですけども、誰がカウンセリングを受けているかは皆さん分かっているんですか。それで、例えば時々休むとか、完全に復帰したとか、カウンセリングによってすごく効果があったとかということは分かっているんでしょうか。

あと、トイレカーについては1回に2人で200人分ということで、多分3.11のときも私たちが一番困ったのはトイレだったんですね。自宅にいてもトイレだったんですよ。そうしたときに、例えばすごく大きな総合体育館に避難したときに200人で済まないかもしれないときに、1回に200人分ということで、じゃいっぱいになったらどこかに処理してきてまた来るのかどうか、その辺もお伺いいたします。

○委員長（西澤文久君） 答弁願います。人事係長。

○総務課長補佐兼人事係長（石垣伴彦君） お答えします。

カウンセリングを受けた人数というか、リストについては産業医の先生のほうから頂いておりまして、こちらのほうで日程を調整した上で、カウンセリングの場というものを設置させていただいております。

昨年度、カウンセリングを受けた職員の中で病気休暇を取得している職員はおりません。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 危機管理係長。

○危機管理係長（庄司正博君） お答えいたします。

トイレカーのほうですが、1度満杯になりましたら排出をさせていただいて、その後、また現地のほうに戻らせていただくようにはなるんですけども、そのほかにも簡易トイレ等もあ

りますので、そちらのほうも併用して活用していきたいと考えております。

○委員長（西澤文久君） 2番 渡邊博恵委員。

○渡邊博恵委員 カウンセリングに関しては了解しました。

皆さんは実際にカウンセリングのシートを受けられたと思うんですけども、その部分で、受けてみて、それですごい心の部分分かるというのをやったことがないんですけども、私は自分で病院に行って唾液でストレスがどれくらいあるかチェックしたことがあるんですけども、一緒に行った人が100%のストレスだったんですね。そういうふうにして自分では気づかないけれども、実は何か心の奥底に抱えている、もしかしてここまでいなくても、役場にはパワハラの方はいらっしゃらないと思うんですけども、やっぱり言葉とか行動とか、もしかしてぎりぎりに追い詰められている方というか、そういうのも気づいてあげられるような体制というか、これでももしかして漏れている人もいるかもしれませんけれども、そういったフォローというか、相談体制というか、もしかして追い詰められている。でも役場の人には相談できない、やっぱり第三者でないと。受け取り方ですよ、パワハラというのは、その方の。指導しようと思ったら、パワハラに受け取っているかもしれない。その部分のフォローというか、相談が気軽にできるというか、でも役場の職員のそういう部署があると言われても、役場の人にどうしてもそれを打ち明けることができないんじゃないかと思うんですけども、そういうふうには追い詰められている人というのがないとも限らないと思うんですけども、そちらのほうの体制というか、心の部分の皆さんの体制はどうなっているか、よろしくをお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

ストレスチェックは、聞き方が直近1か月間のストレス上のチェックをいたします。そのストレス度のチェックの中身というのは、必ずしも職場に関連したものだけではございません。家庭に関するものとか、あと生活スタイルのこととか、そういったものを全て加味して、ストレス度の判定というのを産業医のほうでやっていただいているという状況でございます。

それから、委員質問のハラスメントに関する部分なんですけど、まず、ハラスメントを含めた相談は職場の上司というふうにしております。まずはですよ。上司に相談できない場合については、職員相談室というものがございますので、職員相談室、メンバーが何人かちょっと今分らないんですけども、メンバーがいます。女性職員、男性職員がいます。そのほか総務部のほうに報告となります。

そのほかの部署外、役場以外の相談体制といたしましては、電話相談というのが共済組合のほうでございまして、そちらのほうで相談することもございます。以前、どちらかの委員から質問があった、その場合のその先のことについてなんですけれども、公平委員会ということがありますので、そちらに相談してもらうような体制になってございます。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。12番 高久委員。

○高久時男委員 それでは、2点ほどお願いいたします。

10ページ、2款1項1目12節の無料法律相談なんですけれども、令和3年度から有料になったということで、ここに開催件数と相談人数が出ております。よく一般だと、弁護士30分5,000円とかというのを聞いたことあるんですけれども、どういう料金体系なのか。料金体系というか支出の中身、人数1人当たり5,000円ぐらい取られるのか、1回開催するのに2万円ぐらい出張費を取られるのかとか、そんなところをちょっとお聞きしたいと思います。

それと11ページ、会計年度任用のところ、11節非常勤職員公務災害補償保険料というのがあるんですけれども、この49万2,970円というのは昨年とほとんど変わらないんですね、金額的に。で、会計年度任用職員が15人ということで、昨年は22人だったんです。その辺の人数、7人ぐらい減っているんですけども、保険の金額は変わらないということの説明をお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。総務係長。

○総務課長補佐兼総務係長兼選挙係長（小野寺厚人君） お答えいたします。

無料法律相談の料金体系、支払いの仕方ということでございますけれども、月に1回、4時間で5人、1人40分の枠を設けまして依頼しております。したがって、1月4万9,500円ということで委託しているという形でございます。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） 人事係長。

○総務課長補佐兼人事係長（石垣伴彦君） お答えします。

公務災害補償保険料の金額についてでございますが、こちらにつきましては、利府町で任用している全ての会計年度任用職員を対象としている保険であります。

総務課の2款1項1目での一般管理費から支出した職員数については減となっておりますが、全体ベースでいくとさほど変わらなかったというところでのこの金額となっているものでございます。



以上です。

○委員長（西澤文久君） 12番 高久委員。

○高久時男委員 保険料は分かりました。

今の無料相談の件なんですけれども、1回1人40分で4人までですよ。5人まで。失礼しました。計算合わないなと思って、54人だから。分かりました。

以上です。

○委員長（西澤文久君） ほかに質疑ありませんか。17番 鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 それでは、12ページの14職員研修事業という中での12節委託料、ハラスメント防止研修業務委託ということで、ここに11万5,980円とありますけれども、令和2年度の場合はこれが6万円ということで報償費になっているけれども、これが変わったということは何かあるのか。この辺のところをちょっとお伺いいたします。

それから、その下の負担金で、ここになぜか、自治振興センター市町村等々の負担金幾ら、それから自治振興センターの寄宿舎利用負担金とあって、その下に研修負担金となって新たに7万円ということを出ていますが、これは何の負担金なのか、研修負担金とだけになっているんですけれども。

最後にもう一つ、36ページ。これは令和3年度から始めたんですか、このベビーシート貸出しというのは。20台ということで、これが大体いつ頃から貸出しをして、これまで実績がどれぐらいあって、貸出しですから、これはベビー用ですから、その期間が何か月なのか、2年も3年もなのか、どういう基準でやっているのか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。使用実績と併せてお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。人事係長。

○総務課長補佐兼人事係長（石垣伴彦君） お答えいたします。

まず、1点目のハラスメント防止研修業務委託についてでございますが、こちらは課長職を対象としたハラスメント研修を実施しております。令和2年度におきましては報償費での対応でしたが、令和3年度においては、研修事業者への委託ということで業務を行っております。

続きまして、2点目の18節の研修参加負担金についてでございますが、同じ12ページの下のところ②外部研修のイというところで日本経営協会研修、こちらのほうの（ア）と（イ）の新任担当者のための地方公営企業会計入門講座、出納事務の運用実務講座ということで、2つ

の研修を受講しております。こちらの研修参加負担金となります。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 2点目。生活安全係長。

○生活安全係長（小畑貴信君） ベビーシートの件につきまして、お答えさせていただきます。

まず、貸出状況ということでございますが、令和3年度につきましては9件、9人の方に対して貸出しを行っております。参考までに、令和2年度につきましては16件の方に貸出しをしております。こちらの利用期間といいますか、貸出期間につきましては、まず出生されてから最大で1歳になられるまでの最大1年間になります。

いつからこの事業のほうの貸出しをしているかという点につきましては、順不同になってしましまして申し訳ございません。平成12年当時から、ベビーシートの貸出しを開始しております。更新につきましてはこれまでも何度か更新をさせていただいております。それで令和3年度において20台の更新を行ったというような状況でございます。

以上になります。

○委員長（西澤文久君） 17番 鈴木忠美委員。

○鈴木忠美委員 先ほど研修について別途のところに書いてあるということですがけれども、せっかくここに出しているんですから、ここに、上のほうは何の研修負担金と書いてあるんですけれども、ここはただ研修参加負担金となっていると。あえて今説明で分かったけれども、説明しないと分からないのでは、せっかく説明資料を出しているんですから、やっぱり付け加えて出したほうがよろしいかと思えます。

それから、ベビーシートについては平成12年からやっているということで、それなりの貸出しをやっているんですけれども、その中で、大体このベビーシートというのは早々壊れるものではないと思えますけれども、これは最大で1年と言ったんですか、貸出し。1年ですね。それ以上、もしどうしても子供があれで借りたいという話のときは、その辺については町としての対応はどのように行っているんでしょうか。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。生活安全係長。

○生活安全係長（小畑貴信君） 貸出期間につきましては、ベビーシート、一般的にチャイルドシートと言われている部分があるかと思いますが、お子様の大きさというか体長、それから体重、そういったものもございまして、一応本町としまして現在実施しておりますのが、幼児というような形で1歳まで使えるようなものを購入して貸出しをしております。どうしても次の

段階に進みますと、取り外しを行って、もちろん3歳、4歳まで使えるもの、6歳までというような形がありますけれども、皆様のほうに貸出し、一番負担の大きい生まれてから1歳までの部分を充足するというようなところがございまして、そのような機種のほうを準備して貸出しをしているという状況でございます。

○委員長（西澤文久君） ほかに質疑ありませんか。3番 鈴木晴子委員。

○鈴木晴子委員 それでは、2点お願いいたします。

1点目、13ページ、お願いいたします。

一般管理費で、16の町史編さん事業ということで、こちらは令和3年度中の進捗状況をお伺いいたします。

それから、2点目、27ページをお願いいたします。

情報政策費ということで、成果の欄に利府町DX推進計画、令和3年12月に策定したというふうにありました。こちら、委託料とか見てもなかったもので、担当の方が作成してくれたのかなというふうに思いますが、本当に素晴らしいなというふうに思っております。

町として、重点項目も掲げられているところですが、本当に力を入れてやっていきたいというふうな部分をお話しいただければと思います。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。町史編さん係長。

○総務課長補佐兼町史編さん係長（大場雄文君） 町史編さん、令和3年度の進捗状況についてという御質問だと思いますけれども、進捗状況につきましては、昨年、編さん委員会を2回開催しております。その中で、編さん方針の決定ですとかを決定しております。

ちょっと前後して申し訳ないんですけれども、そのほかに業者の選定、先ほど話があったんですけれども、プロポーザルによって業者を選定ですとか、あと、編さん委員会の設置ですね。体制のほうを整備しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（西澤文久君） デジタル推進係長。

○デジタル推進係長（浅野智寛君） お答えいたします。

こちら、町のDX推進計画につきましては、デジタル推進係の係員のほうで作成をしております。こちらは、総務省が策定いたしました自治体DX推進計画というものがございまして、こちらに倣う形で作成をしておりますが、それぞれ取り組むべき事項として11項目挙げられて

おります。どこに重点的に取り組むかというところになるんですが、国のほうで掲げているシステムの標準化、共通化であったり、あとは行政手続のオンライン化であったりとか、あとはデジタルディバイドの部分につきましても全て力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 3番 鈴木晴子委員。

○鈴木晴子委員 それでは、まず1点目の町史編さんのほうであります。委員の方と2回やったということでありました。委員の方からはどのような意見が出たのか。何か新しい発見がありましたら、町史編さんの中で利府町に新しい何か歴史的なものが委員さんから何かあったのか、そういうふうな部分とかお伺いしたいと思います。

それから、DXのほうでありますけれども、やっぱり重点項目にしっかり取り組んでいきたいというふうな思いだったと思いますが、私これに関して一般質問している中で、特にRPAの導入もお願いしている、提案させていただいているところで、そのときに、令和3年度中、先進地を視察しているようでありました。その先進地視察の研究の成果、研究結果がどのようなものだったのか、取り入れられるようなものが見えてきたのか、お伺いたします。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。町史編さん係長。

○総務課長補佐兼町史編さん係長（大場雄文君） 町史編さん係の意見の内容についてお答えいたします。

2回開催したというお話をさせていただいたんですけれども、1回目のほうは、スケジュールですとか概要のこちらからの一方的な説明で終わりました。

2回目につきましては、通史編というものを今回、新しい町史編さんの中に記述していくんですけれども、その内容は、これまでの利府町の歩みにつきまして項目立てして、それに追記していくものなんですけれども、その項目なんですけれども、昭和59年から平成15年まで、約半分までなんですけれども、それをお示しして、意見をいただいたところでございます。

編さん委員の方なんですけれども、それぞれ農業ですとか文化財、文化の関係ですとか、そういったことに精通された方と、あとは役場のOBの方とかもいらっしゃいますので、そのあたりからこのようなものが不足じゃないでしょうかと、若干なんですけれども御意見をいただいたところで、その辺はこちらのほうでも検討内容に加えていきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○委員長（西澤文久君） デジタル推進係長。

○デジタル推進係長（浅野智寛君） お答えいたします。

こちらRPAにつきましても、今回のDX推進計画の中の重点取組事項の一つとなっております。

こちらの令和3年度の視察につきましては、県内の名取市を見させていただきました。そこで、入札業務であったりとか、そういった部分の職員が定量的な業務、そちらのほうを自動化して行っているような成果を確認することができました。

以上となります。

○委員長（西澤文久君） 3番 鈴木晴子委員。

○鈴木晴子委員 町史編さんのほうであります。御意見や提案があったということで、今、提案の内容はちょっと詳しく伺えなかったんですが、もしお手元に資料がありましたら、その中身が知りたいなというふうに思いましたので、お願いしたいと思います。

そして、町史、以前も提案したんですけれども、イラストを多くしている自治体が本当に多くあります。そのような部分の配慮は検討しているのか。業務委託の中でしっかり配慮されているか伺います。

それから、DXのほうでありますけれども、大体見えてきているという、RPAのほうですね。ということなんですが、このRPA、広域的な部分も大事なのかなというふうに思っていて、しっかりと検討していただくというふうに提案しているところではありますが、この広域の連携に対しての連携状況ですか、連絡協議会であったりだとか、何かそのような話し合い、近隣市町村とできたのかどうか伺います。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。町史編さん係長。

○総務課長補佐兼町史編さん係長（大場雄文君） 委員会での質問の具体的な内容ということだと思っておりますけれども、説明をさせていただきます。

具体的な内容なんですけれども、項目出ししまして、項目の中に、これは農業委員会の要望書があるんですけれども、二、三年に1回は必ずこういうことはしているのによく調査するよというということで、項目出しのほうで、二、三年に1回のペースでなかったものですから、そのような御指摘をいただいているのが1件。もう1件につきましては、内容というよりは、項

目出ししたものの表記の中で文字を統一するように、表現を統一するようという項目、そちらのほうの意見をお伺いしたところであります。

以上です。

○委員長（西澤文久君） デジタル推進係長。

○デジタル推進係長（浅野智寛君） お答えいたします。

広域的な検討ということでございますが、今年度、令和4年度になりますけれども、県の専門部会というものが立ち上がっておりまして、こちらのほうに町の業務、RPA業務を行えるであろう業務を提案させていただいておりました。なかなかどうしてもほかの市町村にそぐわない部分というものもやっぱりありまして、そちら、まだ検討の段階とはなっておりますが、話のほうは県を含めた形で進んでいるというところでございます。

以上です。

○委員長（西澤文久君） 町史編さん係長、お願いします。

○総務課長補佐兼町史編さん係長（大場雄文君） すみません、答弁漏れで、イラストの件ということで、イラストにつきましては、分かりやすい言葉、表現ということで、そちらのほうは現在検討中ということで、今は執筆者の、こちらからの収集資料に基づいて、執筆者のほうは今記載しているところですので、それが来てからの今年度の検討になってくると思います。

以上です。すみませんでした。

○委員長（西澤文久君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。10番 土村委員。

○土村秀俊委員 1か所なんですけれども、さっき高久委員からも質問のあった10ページ、無料法律相談の問題なんですけれども、弁護士さんの活動状況とか料金というのは、先ほどのやり取りで分かったんですけども、冒頭、部長が今までは無料だったんだということで、これは震災から10年たったので令和3年度から有償になりましたという説明があったのね。全くこれは知らなかったんですけども、これは誰とどういう関係、誰というか、今お願いしている弁護士さんなのかもしれないんですけども、どういう経過が10年前にあったのか。委託料は無料にするよということについてね。ただ、委託料を無料にするといっても、弁護士さんは日当がかかりますよね。こうやってみれば1回5万円ぐらいかかるわけで年間60万円。この負担というのは、委託契約というか結んだ方のボランティア的な形で無料で利府町に行ってやるよというような内容の契約というのか、約束を交わしたのかどうか、その辺について説明をお願いします。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。総務係長。

○総務課長補佐兼総務係長兼選挙係長（小野寺厚人君） お答えいたします。

町民向けの無料法律相談についてだったんですけれども、被災地支援ということで、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律というものがございまして、こちらの中で、もし立候補というか、お願いするような自治体があれば、弁護士さんを派遣して町民の方の相談に乗っていただけますよという事業がございましたので、そちらのほうをしばらくお願いしていたというところになります。

その法律の期限が令和3年3月に切れまして、令和3年4月から、今まで町民向けの無料法律相談を何年間か続けてきましたので、それまでは無料だったんですけれども、なかなか急にやめるのもどうかということでございまして、有料にはなりますが、今後も続けていきたいと思いますということで、同じような事業を令和3年度から有料に進めたという形でございます。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） 10番 土村委員。

○土村秀俊委員 大体内容は分かりました。

そうすると、弁護士さんの日当といえば大体5万円ぐらいになるわけけれども、弁護士さんの手数料というか、いろんな経費というのは、震災の何とか支援センターのほうから支払いをされていたということでもいいのか。このことについて、確認しておきます。

○委員長（西澤文久君） 当局、答弁願います。総務係長。

○総務課長補佐兼総務係長兼選挙係長（小野寺厚人君） お答えいたします。

日当、弁護士さんの報酬のお支払い、日当のお支払い等につきましては、日本司法支援センターのほうから出ていたものでございます。

以上でございます。

○委員長（西澤文久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 質疑がありませんので、以上で総務部及び選挙管理委員会事務局の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退席願います。

それでは、最終日に総括して質疑する事項の取りまとめ及び現地調査箇所の選定を行います。

質疑あるいは御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西澤文久君） 総括質疑及び現地調査がないようですので、これで本日の決算審査特別委員会を散会します。

なお、9月8日は休会となっております。再開は9月9日です。午前9時30分から特別委員会を再開しますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後4時18分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年9月7日

臨時委員長

委員長